

政令第三百九十四号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階級	勤務年数					
	五年以上十年未満	十年以上十五年未満	十五年以上二十年未満	二十年以上二十五年未満	二十五年以上三十年未満	三十年以上三十五年未満
団長	二三九千円	三四四千円	四五九千円	五九四千円	七七九千円	九七九千円
副団長	二二九	三二九	四二九	五三四	七〇九	九〇九
						一、〇〇九

分 団 長	二二九	三一八	四一三	五一三	六五九	八四九	九四九
副分団長	二二四	三〇三	三八八	四七八	六二四	八〇九	九〇九
部長及び 班 長	二〇四	二八三	三五八	四三八	五六四	七三四	八三四
団 員	二〇〇	二六四	三三四	四〇九	五一九	六八九	七八九

備考

一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間に

ついては、この限りでない。

三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

理 由

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額する必要があるからである。